



扶養状況に変更があれば必ず届出を！

「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました。

昨年7月1日現在認定中の全被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者14,682名中、328名(12月21日現在)が、被扶養者の認定取消となりました。

主な、認定取消の事由は、次の事例のとおりです。

今後も、現在認定中の被扶養者が次のような事例に該当する場合や、その他の事由により被扶養者資格の認定取消となる場合には、所属所の共済事務担当課を通じて、速やかに被扶養者認定の取消し手続きをお願いします。

万が一、遡って認定取消となった場合には、その間に医療機関でかかった医療費や給付金等について、返還いただくこととなりますので、十分にご注意ください。

事例
1

被扶養者が就職して、他の健康保険等に加入していた

被扶養者が就職して他の健康保険等に加入していたが、認定取消の手続きを忘れていた。

注 就職して他の健康保険等に加入していない場合でも、給与月額が認定限度額(月額^{※2})以上の雇用契約をされる場合には、就職の日から認定取消となります。

事例
2

被扶養者の給与収入が認定限度額(年額^{※1})以上であった

被扶養者のパート・アルバイト等の給与収入の12ヵ月の累計が認定限度額(年額^{※1})以上であった。

注 給与収入には、課税分、非課税分を問わず、賞与・諸手当・交通費等も含まれます。このため、所得証明書上の収入額が認定限度額未満であっても、交通費等を含めると認定取消となる場合があります。

事例
3

被扶養者の給与収入の月額が、3ヵ月連続で認定限度額(月額^{※2})以上であった

被扶養者のパート・アルバイト等の給与収入の月額が、3ヵ月連続で認定限度額(月額^{※2})以上であった。

注 給与収入の12ヵ月の収入累計が、認定限度額(年額^{※1})未満であっても、給与収入の月額が3ヵ月連続して認定限度額(月額^{※2})を超えている場合はその翌月から認定取消となります。

事例
4

被扶養者の年金収入が、認定限度額(年額^{※3})以上であった

被扶養者が受給中の年金の増額改定や新しく年金が発生(遺族給付や障害給付等も含む)したことにより、年金収入が認定限度額(年額^{※1})以上であった。

注 年金の種類によっては、年齢等により大幅に増額する場合があります。また、非課税となる遺族給付(年金)や障害給付(年金)、私的年金(企業年金や厚生年金基金、個人年金など)も年金収入に含まれます。

事例
5

被扶養者とその扶養義務者との世帯合算の収入が認定限度額(世帯合算による年額^{※3})以上であった

被扶養者の同一世帯内の者(父母、祖父母など)の給与収入が増えたり、受給中の年金が増額改定されたり、新しく年金が発生(遺族給付や障害給付等も含む)したことなどにより、世帯合算による収入が、世帯合算による認定限度額(年額^{※3})以上であった。

注 母のみを被扶養者としている場合も、その配偶者(父)がおられる場合、父母の収入の合算額により、被扶養者認定の認否の判断を行うこととなります。